

## 第76号議案

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成29年11月24日

品川区長 濱 野 健

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

### 記

#### 1 管理を行わせる施設

(1) 名 称 品川区立区民住宅ファミリーユ西五反田西館

所在地 東京都品川区西五反田三丁目6番7号

(2) 名 称 品川区立区民住宅ファミリーユ西五反田東館

所在地 東京都品川区西五反田三丁目6番38号

#### 2 指定管理者

名 称 株式会社東急コミュニティー

代表者 代表取締役 雑賀 克英

所在地 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

#### 3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(説明) ファミリーユ西五反田西館およびファミリーユ西五反田東館の指定管理者を指定する必要がある。